## 東京外国語大学スポーツ施設使用 に関する取扱要項

(平成 15 年 3 月 28 日) 規則第 1 3 号)

改正 平成 16 年 4 月 1 日規則第 159 号 平成 26 年 3 月 11 日規則第 13 号 平成 28 年 3 月 25 日規則第 63 号 令和 6 年 3 月 26 日規則第 64 号

(趣旨)

第1条 この取扱要項は、東京外国語大学(以下「本学」という。)スポーツ施設の使用 について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この取扱要項において「スポーツ施設」とは、体育館(メインアリーナ、サブア リーナ、舞踊場、トレーニングセンター、武道場、弓道場)、人工芝グラウンド及びテ ニスコートをいう。

(管理運営責任者)

第3条 スポーツ施設に管理運営責任者(以下「責任者」という。)を置き、学長が指名する副学長(以下「副学長」という。)をもって充てる。

(運営)

第4条 スポーツ施設の管理運営については、第14条に定めるものを除き学生支援マネジメント・オフィスで処理する。

(使用目的)

- 第5条 スポーツ施設は、次の目的に使用するものとする。
  - (1) 本学が開設する授業
  - (2) 本学体育団体協議会(以下「体団協」という。) 所属サークルの課外活動
  - (3) 本学学生及び職員の体育活動
  - (4) 本学が主催又は主管する行事等
  - (5) 東京外国語大学スポーツ施設の地域住民等の使用に関する申合せ(令和 6 年規則第65 号)に基づくもの
  - (6) その他責任者が特に使用を許可した行事

(使用時間)

- 第6条 体育施設の使用時間は、年末・年始の休日と大学が定める日を除き、原則として 午前8時から午後8時までとする。
- 2 責任者が管理上必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、その都度使用日及び使用時間を変更することがある。

(使用手続)

- 第7条 スポーツ施設を授業に使用するときには、使用予定を責任者に届け出るものとする。
- 2 体団協所属サークルが、課外活動に使用するときは、体団協が各サークルの使用開始

前1ヶ月間分の使用予定を調整のうえ、所定のスポーツ施設使用許可願を、使用開始する月の前月の15日までに責任者宛に提出するものとする。他大学サークル等との試合に使用するときも、所定のスポーツ施設許可願を使用開始する月の前月の15日までに責任者宛に提出するものとする。

3 前項以外の本学の教職員、学生が使用するときは、所定のスポーツ施設使用許可願を 使用する月の前月の25日までに責任者宛に提出するものとする。

(使用許可等)

- 第8条 責任者は、前条の願出を調整のうえ、使用日の3日前までに、使用責任者に使用 許可書を交付する。
- 2 使用許可書の交付を受けた後、許可内容の変更を希望又は使用を中止するときは、すみやかに責任者宛に願い出又は届け出なければならない。
- 3 本学の授業、行事等のためスポーツ施設を使用する必要が生じた場合には、責任者は、 すでに与えた使用許可を取消すことができる。

(使用の特例)

第9条 本学学生又は職員は、スポーツ施設の使用計画がなく、かつ前条によりスポーツ 施設使用の許可を受けた者がいないときは、学生課に届け出てスポーツ施設を体育活動 のために使用することができる。

(転貸の禁止)

第10条 使用者は、責任者の許可を受けた目的以外にスポーツ施設を使用し、一部又は 全部を他の者に転貸してはならない。

(使用許可の取消又は使用停止)

第11条 責任者は、使用者が、この取扱要項及び別に定める使用心得に違反したときは、 使用許可を取消又は使用を停止させることがある。

(損害賠償)

第12条 使用者が、故意又は過失により、スポーツ施設の設備又は備品等を破損、紛失 又は汚損したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(事務)

- 第13条 スポーツ施設の使用に関する事務は、学生課において処理する。 (雑則)
- 第14条 スポーツ施設の地域住民等への使用については、別に定める。
- 第15条 この取扱要項に定めるもののほか、スポーツ施設の使用に関し必要な事項は、 責任者が別に定める。

附則

- この規程は、平成15年4月1日から施行し、平成15年2月6日から適用する。 附 則
- この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この取扱要項は、平成26年3月11日から施行し、改正後の東京外国語大学スポーツ 施設使用に関する取扱要項の規定は、平成25年4月1日から施行する。 附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。